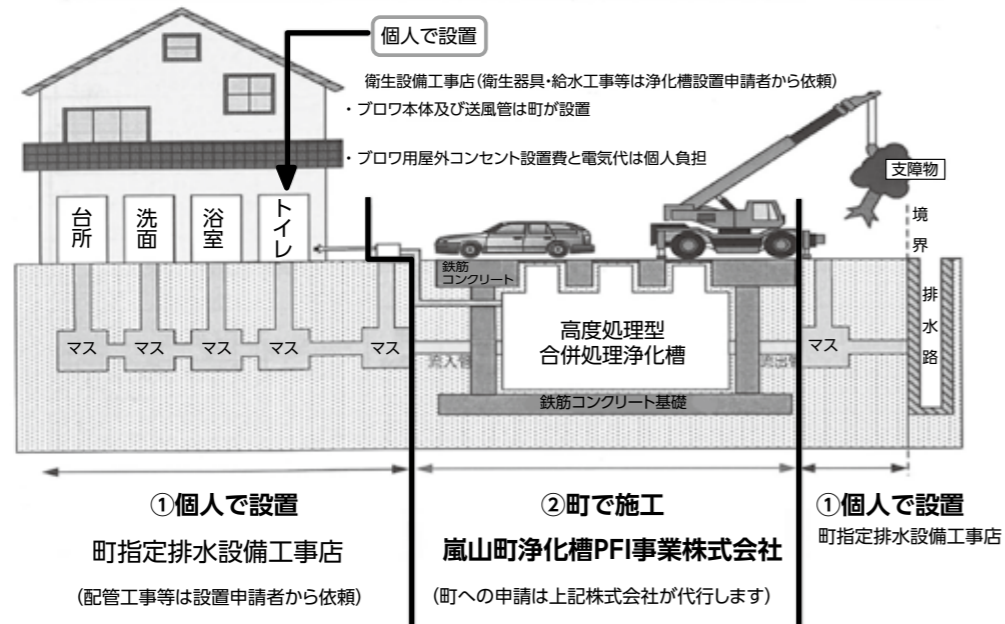


嵐山町管理型浄化槽整備推進事業を実施中です



○町が負担する費用は？

- ・浄化槽本体の設置費の9割（ブロワ本体及び一部の配管工事を含む）
- ・維持管理費（保守点検費・清掃費・法定検査費・浄化槽修繕費等）

○個人が負担する費用は？

- ・受益者分担金（下表をご参照ください）
- ・支障物件の撤去、移転、復旧工事費（庭木、家屋、塀、水道管、コンクリート叩き等の支障物）
- ・浄化槽本体設置以外の配管工事費（**限度額で20万円の補助制度**があります）
- ・既設単独処理浄化槽及び汲取り槽の撤去費（**限度額で10万円の補助制度**があります）
- ・ブロワ用屋外コンセントの設置費用及びブロワの電気料
- ・浄化槽使用料

○受益者分担金の額は？

浄化槽を設置するには、受益者分担金がかかります。（人槽及び仕様により金額が異なります。）
（税込）

人槽区分	分担金の額 （標準仕様）	分担金の額 （耐荷重仕様）	分担金の額 （ポンプ付仕様）	分担金の額 （耐荷重+ポンプ付仕様）
5人槽	90,000円	102,000円	103,000円	115,000円
7人槽	102,000円	115,000円	116,000円	129,000円
10人槽	126,000円	143,000円	139,000円	156,000円
11人槽以上	その都度協議			

※この分担金表は消費税率5%で計算されています。

○使用開始後の維持管理は？

浄化槽の設置後（又は移管後）は、町が維持管理を行います。また、維持管理費（保守点検料・清掃費・法定検査等）相当を使用料として浄化槽を使用する方々に負担をしていただきます。

使用料金については、水道使用量によって料金が決まる従量制となります。（6P使用料金表をご参照ください）

平成13年4月1日より改正浄化槽法が施行され、浄化槽については、合併処理浄化槽の設置が義務づけられ、単独処理浄化槽を使用している場合でも、合併処理浄化槽に切り換えるよう、努力義務規定が設けられています。（公共下水道の区域は除きます）

嵐山町では、平成24年度から市町村設置型浄化槽整備推進事業により、高度処理型合併浄化槽を導入して、住み良いきれいなまちづくりを推進しています。

申請は随時受け付けていますので、当事業による合併処理浄化槽の新設及び転換（単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換又は、くみ取り槽から合併処理浄化槽へ転換）をぜひご検討ください。

○町管理型の浄化槽って？

従来は個人設置型として、合併処理浄化槽を個人が設置し、設置後の維持管理・清掃も個人で行うものでした。

平成24年度からは、町管理型として、転換・増改築・新築の場合でも浄化槽本体の設置費の**1割負担により新設及び転換が可能**となります。（配管費用は別途必要です）また、浄化槽設置後は、公共下水道と同様に使用料をいただき、町で浄化槽の維持管理を行います。なお、平成25年度中に設置の申請受理・決定をした方に限り、**6ヶ月間の浄化槽使用料金が免除**されます。また、**年度末間際の2月・3月は混雑が予想されますので、お早目にお申込をお願いします。**

現在、個人で管理されている既設の合併処理浄化槽を町へ移管（寄付申込み）することにより、町管理型の浄化槽として町で管理（保守・点検・清掃・法定検査等）いたします。

○PFI方式の町管理型浄化槽整備事業って？

この事業は、**下水道区域を除く嵐山町全域が対象地域**です。浄化槽の設置から維持管理まで（見積りから申し込み受付を含む）の業務の実施は町と契約をした町内13社の民間企業がPFI法に基づき設立した『嵐山町浄化槽PFI事業株式会社』が行います。

○浄化槽事業の負担区分は？

浄化槽を設置するには、乗用車一台分程度の用地が必要です。また、工事の際に建設作業用の機械が作業をするスペースも必要になります。

左記の図の①が個人負担部分になり、②が町負担部分になります。